

<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二条 十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>	<p>改 正 後</p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二条 十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>		
<p>第四条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>三 第二条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>四 第二条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>五 第二条第四号及び第五号に掲げる助成金 手話通訳担当者等又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間</p> <p>六 第二条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>七 第二条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間</p> <p>八 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行つた日から当該日の属する年度の末日までの期間</p> <p>第五条 前各条に規定するものを除くほか、定める。</p> <p>（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正）</p> <p>第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>三 前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>四 前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>五 前条第四号及び第五号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間</p> <p>六 前条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>七 前条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間</p> <p>八 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行つた日から当該日の属する年度の末日までの期間</p> <p>第五条 前各条に規定するものを除くほか、定める。</p> <p>（新設）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。</p> <p>（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項第一号ハに規定する重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正）</p> <p>第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次の表のように改正する。</p> </td></tr> </table>	<p>第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>三 前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>四 前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>五 前条第四号及び第五号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間</p> <p>六 前条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>七 前条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間</p> <p>八 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行つた日から当該日の属する年度の末日までの期間</p> <p>第五条 前各条に規定するものを除くほか、定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。</p> <p>（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項第一号ハに規定する重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正）</p> <p>第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次の表のように改正する。</p>
<p>第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>三 前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>四 前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>五 前条第四号及び第五号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間</p> <p>六 前条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 イ・ロ （略）</p> <p>七 前条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間</p> <p>八 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行つた日から当該日の属する年度の末日までの期間</p> <p>第五条 前各条に規定するものを除くほか、定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。</p> <p>（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項第一号ハに規定する重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正）</p> <p>第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次の表のように改正する。</p>		
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二条 十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>	<p>改 正 前</p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律 施行規則（以下「施行規則」という。）第二条 十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>		
<p>第四条 勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に対しても支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した重度障害者等用住宅の新築・増築・改築若しくは購入（イ及び次条第一号において「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる額を超えて定める額）</p> <p>二 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する重度障害者等用住宅手当（以下この号及び第四条第三号において単に「住宅手当」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等が別に定める基準に従つて算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定する通勤援助者（以下単に「通勤援助者」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従つて算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三</p>	<p>勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に対しても支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した重度障害者等用住宅の新築・増築・改築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる額を超えて定める額）</p> <p>二 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する重度障害者等用住宅手当（以下この号及び第四条第三号において単に「住宅手当」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定する通勤援助者（以下単に「通勤援助者」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従つて算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三</p>		

勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に対しても支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した重度障害者等用住宅の新築・増築・改築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる額を超えて定める額）

二 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する重度障害者等用住宅手当（以下この号及び第四条第三号において単に「住宅手当」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）

四・五 （略）

六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定する通勤援助者（以下単に「通勤援助者」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従つて算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三

勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に対しても支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した重度障害者等用住宅の新築・増築・改築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる額を超えて定める額）

二 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する重度障害者等用住宅手当（以下この号及び第四条第三号において単に「住宅手当」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）

四・五 （略）

六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定する通勤援助者（以下単に「通勤援助者」という。）に係る助成金（機構が別に定める基準に従つて算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三

